

<報道発表資料>

令和4年4月8日

新型インフルエンザ等対策特別措置法第80条第1号に基づく
過料について

埼玉県では、令和4年3月21日までまん延防止等重点措置区域（※1）とされていたため飲食店等の施設管理者に対して、営業時間の短縮等の要請（※2）を行いました。

大多数の飲食店の皆様には御協力をいただきましたが、残念ながら御協力いただけない店舗には、同法第31条の6第3項に基づき営業時間の短縮等の命令を行ったところ（※3）。

その命令に従わなかった店舗について、同法第80条第1号に基づき20万円以下の過料に処するよう、管轄する裁判所に対して「過料事件通知書」を通知しましたのでお知らせします。

1 通知日

令和4年4月7日（木曜日）

2 対象者数

命令違反が確認された16店舗（命令後の営業状況を県職員が調査）

3 その他

誹謗中傷行為等が起きないようにするため、店舗の名称・所在地等は非公表としています。

※1 まん延防止等重点措置区域（令和4年1月21日から令和4年3月21日まで）
全63市町村

※2 営業時間の短縮等の要請内容

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証店		非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		
	適用店	非適用店	ワクチン・検査パッケージ未登録店
証明書の確認	あり 接種証明又は陰性証明	なし 未接種・未検査 又は証明書不携帯等	確認不要
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時
酒類提供	午前11時～午後8時30分	終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けない）	
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 （披露宴等については1テーブルで4人以内）	

※3 まん延防止等重点措置期間中に命令を行った店舗：16店舗